

(様式1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（行政案）
意見募集の趣旨	<p>児童生徒の減少に伴い市立小中学校の小規模化が進行しており、教育環境や学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されていることから、桐生市教育委員会では、児童生徒にとって、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育を実現するため、市立小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどに関する基本方針の策定作業を進めています。</p> <p>このたび、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会における審議及び答申を経て、「桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（行政案）」がまとまりましたので、広く市民の皆様へ情報を提供し、市民の皆様からの意見を考慮して同基本方針を策定するため、意見提出手続を実施するものです。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市内に住所を有する個人</li><li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li><li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>4 市内の学校に在学する人</li><li>5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体</li></ol>
意見の募集期間	令和4年11月29日（火）～令和4年12月28日（水）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 直接提出・・・桐生市役所 4階 教育未来室へ提出してください（土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。</li><li>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所 教育未来室あて送付してください。</li><li>(3) ファクシミリ・・・0277-46-1109 へ送信してください。</li><li>(4) 電子メール・・・kyoikumirai@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。</li></ol> <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（行政案）
担当	教育委員会事務局 教育部 教育未来室 教育未来係 電話 0277-46-1111（内線 686）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。</li><li>・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。</li><li>・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。</li></ul>